

観音寺市の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜 （3例目）に係る防疫措置について

観音寺市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内15例目）され、防疫措置を開始しています。

1. 防疫措置の開始

県の遺伝子検査結果が午前4時に判明し、午前5時に農林水産省により疑似患畜であることが確認されると同時に、発生農場での防疫措置を開始しました。

防疫措置は、11月22日（火）の確認事例（2例目）の作業と並行して、行っています。

3例目の殺処分作業に従事する県職員は、当初、1クール40人（2例目10人と3例目40人、併せて50人/日）で作業を開始し、2例目の殺処分終了後は、1クール50人で作業します。

※本日（11月23日）、11時頃に殺処分の写真及び動画データを送付します。

2. 防疫作業工程（予定）

発生農場（約1万4千羽）と疫学関連2農場（約2万羽）、合計3農場の約3万4千羽の防疫措置を行います。

殺処分は11月23日（水）～11月24日（木）、埋却は11月25日（金）～11月27日（日）を目途に実施する予定です。

3. 発生状況確認検査の実施等

（1）3例目の発生に係る移動制限区域内の農場（12か所）のうち、11月22日（火）に2例目の発生に係る発生状況確認検査を行っていない農場（9か所）については、11月23日（水）に速やかに実施します。

（2）全ての検査結果（臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査）は、11月27日（日）に判明する予定です。

（3）消毒ポイントの設置場所については、2例目の発生時から変更ありません（7か所）。